

障がい児通所給付費等不服審査会について

- 児童福祉法の一部改正により、平成24年4月以降、障がい児の通所サービスについては市町村が援護の実施者となり、またこれに伴い、都道府県に対し、当該給付費（障がい児通所給付費及び特例障がい児通所給付費。以下「障がい児通所給付費等」という。）の処分に係る審査請求をすることができる旨の規定が設けられた。
- 法律上、障がい児通所給付費等の処分に係る審査請求の規定が創設されたことから、当該審査請求を取り扱う不服審査会を条例で置くこととなった（児童福祉法第56条の5の5第2項の規定により準用される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第98条第1項）。
- この場合、新たに条例を制定して新たな不服審査会を設けるべきか、大阪府障がい者介護給付費等不服審査会条例を改正してそれまでの不服審査会（大阪府障がい者介護給付費等不服審査会）に当該事案を取り扱うこととするかについて、検討することが必要となった。
- この点、条例として定めるべき事項（設置、委員の定数等）について、それまでの審査会と障がい児通所給付費等不服審査会で変わるところはなく、また、実際上も、委員の構成等からそれまでの審査会で本件事案を取り扱わせることに何ら問題はないことから、大阪府としては、行政効率の観点から、障がい児通所給付費等不服審査会としてそれまでの審査会を活用することとし、またこれに伴い新たな条例を制定するのではなく、大阪府障害者介護給付費等不服審査会条例を改正して、障がい児通所給付費等に係る処分を取り扱うこととした。
- 平成28年5月25日現在、障がい児通所給付費等に係る審査請求はない。